

静岡県人事委員会は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則13－121

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13－32）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第13条の2 （略） 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第13条の3 （略） 2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（<u>育児休業法第19条の規定による部分休業、第12条第1項第10号に規定する特別休暇又は子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、特別休暇及び子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>）を超えない範囲内の時間とする。 （子育て部分休業） 第13条の4 <u>子育て部分休業</u>の単位は、30分とする。 2 <u>子育て部分休業は、1日を通じ、始業の時</u>	第13条の2 （略） 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第13条の3 （略） 2 育児休業法<u>第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）</u>、第12条第1項第10号に規定する特別休暇又は<u>条例第15条の3第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休業（以下「第1号子育て部分休業」という。）</u>の承認を受けて勤務しない時間がある日の<u>介護時間</u>については、<u>1日につき2時間</u>から当該部分休業、特別休暇及び子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。 （第1号子育て部分休業） 第13条の4 <u>第1号子育て部分休業</u>の単位は、30分とする。 2 <u>第1号部分休業、第12条第1項第10号に規</u>

刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した
2時間（育児休業法第19条の規定による部分
休業、第12条第1項第10号に規定する特別休
暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時
間がある日については、当該2時間から当該
部分休業、特別休暇及び介護時間の時間を減
じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

定する特別休暇又は介護時間の承認を受けて
勤務しない時間がある日の第1号子育て部分
休業については、1日につき2時間から当該
部分休業、特別休暇及び介護時間の承認を受
けて勤務しない時間を減じた時間を超えない
範囲内の時間とする。

（第2号子育て部分休業）

第13条の5 条例第15条の3第2項第2号に掲
げる範囲内で請求する子育て部分休業（以下
「第2号子育て部分休業」という。）の単位
は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げ
る場合にあっては、それぞれ当該各号に定め
る時間数とする。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分
を単位とした時間がある場合であって、第
2号子育て部分休業により当該勤務時間の
全てを勤務しない場合 当該勤務時間の時
間数

(2) 第2号子育て部分休業の残時間数に1時
間未満の端数がある場合であって、第2号
子育て部分休業により当該残時間数の全て
を勤務しない場合 当該残時間数

（条例第15条の3第2項の人事委員会規則で
定める1年の期間）

第13条の6 条例第15条の3第2項の人事委員
会規則で定める1年の期間は、毎年4月1日
から翌年3月31日までとする。

（条例第15条の3第2項第2号の人事委員会
規則で定める時間）

第13条の7 条例第15条の3第2項第2号の人
事委員会規則で定める時間は、77時間30分
（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短
時間勤務職員にあっては、その者の勤務日1
日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時
間）とする。

(休暇の承認の決定等) 第19条 (略) (報告) 第20条 (略)	<u>(条例第15条の3第3項の人事委員会規則で定める特別の事情)</u> 第13条の8 <u>条例第15条の3第3項の人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同条第1項第1号又は第2号に掲げる子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (休暇の承認の決定等) 第19条 (略) 第19条の2 <u>条例第16条の2第2項の「人事委員会規則で定める期間」は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u> (報告) 第20条 (略)
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休業の承認の請求をする場合におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第13条の7の規定の適用については、同条中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。